

~~~~~  
研究ノート  
~~~~~

『春秋用語集補編』訂議

橋 本 秀 美*

野間文史先生・岩本憲司先生が当代日本を代表する『春秋』学専門家であることは衆目の一致する所だが、筆者にとっては野間先生は義疏研究の先行者であり、岩本先生は同門の大先輩でもあり、特に深い学恩を受けている。野間先生は、2017 年より『春秋正義訳注』（明德出版社）の刊行を開始され、五冊が既刊、最後の第六冊の刊行が 2019 年中に期待されている。2018 年には、岩本先生が『春秋用語集補編』（汲古書院）を刊行され、野間先生の『訳注』第一冊・第二冊の問題点を論じられた。

『訳注』は校訂された原文を備えるが、編集構成上、訳文との対照に不便があり、『補編』は『訳注』を前提としている為、『訳注』無しで原文を確認するのが不便であり、いずれもそう簡単に読みこなせるものではない。2018 年から 2019 年にかけて、筆者は斉藤慎一郎氏と『春秋正義』を勉強する機会を得たので、『補編』の内容を一通り確認し、野間・岩本両先生の成果の一部を学習することができた。

そこで、『補編』に対して筆者が疑問を抱いた箇所を挙げて、私見を付して公にしておきたい。思えば、岩本先生と筆者の共通の師である戸川芳郎先生は、注疏を的確な日本語に翻訳することを非常に重視して授業しておられたが、現在では、一字一字丁寧に注疏を読もうというような人は少ないのではないかと疑われる。野間・岩本両先生が多くの時間と精力を注がれたお仕事が、単なる暇つぶしや揚げ足取りではなく、今後も続けられるべき探求の歩みなのだ

* 青山学院大学国際政治経済学部教授

広く認識され、そこに込められた正確な理解を求める熱意の貴重さが若い人々にも伝えられていくことを願って、両先生の成果の上に更に鄙見を呈するものである。

1. 杜序「其發凡以言例」下の孔疏に「然凡是周公之禮經，今案《周禮》竟無凡例，為當禮外別自有凡？為當凡在禮內？」とあるが、野間先生の訳が「以上のことからすれば、『凡』例は周公の禮經である。」として、「然凡是周公之禮經」を前段の締めくくりとしたのに対し、岩本先生は「上文は凡例のことを述べているわけではないから、おかしい。正しくは、『然』を逆接とし、ここを下文につなげ、その発端と解さなければならない。」と指摘された。上文の内容を引き継ぐものでないことは、岩本先生のご指摘のとおりだが、「然」は順接ではないと同様に逆接でもない。これは、注疏が該当箇所について一通りの解説を終えた後に、質疑応答の形で補足説明を始める際に、文頭に「然」を置く例であるから、日本語訳であれば「それでは」ぐらいが適切かと思う。「それでは、質疑応答に入りますが」という意味である。(但し、実際の口頭での質疑応答の記録ではない。)

2. 杜序「此蓋《春秋》新意」の孔疏に「其言總上通變例與不別書也」とあるのについて、野間先生は「上の『変例』と、別に『書せざるもの』とを通じてまとめて述べたものである」、岩本先生は「上をまとめた言葉で、『変例』と『不別書』とに共通する」と訳しておられる。ここは、標点符号も品詞概念も無い中国語ならではの表現となっている。まず、分かり易く標点すると、「其言總上『通變例』與『不別書』也」で、ここの動詞は「總」のみ。両先生ともに「通」を「變例」と「不別書」を目的語とする動詞と理解されたのは不適切。杜序の上文は「諸稱書不書……謂之變例」と「亦有史所不書即以為義者」であるから、「変例」と「不書」で良いと思われるかもしれないが、単に「変例」と言うと個別具体的な変例を指しているようなイメージを与えかねないし、単に「不書」と言うと「何を」書かないのかという疑問を持たれかねないので、孔子の編纂

法として挙げる際に、それぞれ一字を足して「通変例」「不別書」と書くのが分かり易い、ということである。

3. 杜序「或曰：《春秋》之作，《左傳》及《穀梁》無明文」の一節の孔疏に「孔子既作此書，麟則為書來應，言麟為孔子至也。」とあり、岩本先生は「『來應』という言葉は、あまり見かけず、いかにも唐突である」とされ、「應」の字を下に続けて読まれた。ここは、恐らく野間先生の訳で問題無く、例えば范寧の『穀梁序』にも「先王之道既弘，麟感化而來應」と有る。

4. 杜序「先儒以為制作三年」節の孔疏に「今《左氏》之經，仍終孔丘之卒，雖杜氏之注，此經亦存，而尤責先儒引經至仲尼卒者」とあるのに就いて、野間先生は「杜氏の注釈もまたこの経文を存続させている」、岩本先生は「この部分の経に関する杜氏の注もまた存在している」とされている。ここは、岩本先生が「杜氏本というようなものを想定している」というのが近いと思われる。「注」は伝や疏とは異なり、必ず経文と一体のものだ。「杜氏の注本でも、この部分の経文はちゃんと有る」ぐらいの訳が良いと思う。ちなみに「雖」は「即」と同様に使われ、日本語では「～であっても」「～でも」。

5. 書題「春秋經傳集解」の孔疏に「據今服虔所注，題云『隱公左氏傳解誼第一』，不題『春秋』二字」とあるのに就いて、野間先生は「服虔の注釈で」とし、岩本先生は「服虔の注釈によると」とされているが、ここも前項同様、「服虔所注」で経注一体の服虔注本を指すものと考える。「據」は、日本語では「～では」ぐらいでよいと思う。

6. 隱公元年伝「如二君故曰克」の疏「自念友愛之深，遂起切心之恨」の野間先生の訳が「みずから深く親愛の情を思うたが、そのまま痛切なる恨みの気持ちを起こし」としているのに対し、岩本先生は「『遂』『そのまま』は順接を示す言葉であるから」、「(今まで段に対して) なさけをかけすぎたことを自省し

て」という訳を提起された。「遂」の字は、確かに日本語の「ついに」とは異なり、前から続いて「そこで」「そのまま」というニュアンスが有るが、ここは強い恨みの気持ちを「起」したのであるから、それまでとは大きく状況が変わったということでもある。であれば、「自分が弟に深く恩情をかけてきたことを思い返し、(そこで)深い恨みの気持ちを起こした」ぐらいでよいと思う。あんなに良くしてやったのに、という思いから、深い恨みを生じた、と理解するのが自然ではなからうか。

7. 隠公元年伝「天子七月而葬」節の疏に引く『釈例』「魯君薨葬多不順制，唯成公薨于路寢，五月而葬，國家安靜，世適承嗣，故《傳》見莊之『緩』，舉成『書順』以包之。」であるが、成公については、十八年「丁未葬我君成公」について伝が「書順也」と評していることを言っているから、野間先生の訳が「伝は……成公の順を書くことによって」としたのは不適切であろう。

8. 隠公八年伝「鄭伯請釋泰山之祀」節の注「成王營王城有遷都之志」の疏「成王營邑於洛，以為居土之中」に就いて、野間先生は「居土の中央」という訳を示され、岩本先生は「居」字で切って「邑を洛に造営して居所とした」と解された。『召誥』に「自服于土中」とあり、その疏に「天子將欲配天，必宜治居土中」などと有るのを見れば、「大地の真ん中に位置し」という意味でよいと思う。

9. 隠公八年伝「昨之土而命之氏」，注「報之以土，而命氏曰陳」の疏「『報之以土』謂封之以國，名以為之氏。諸侯之氏則國名是也。」野間先生は「国君として封建し，氏を名づける」，岩本先生は「国名によって封建し，それを氏とする」とされているが，「国を与えて封建し，その国の名を氏とする」と理解したい。

10. 桓公五年傳「旂動而鼓」節の疏「鄭氏之言，自謂治兵之時，出軍所建，

不廢戰陳之上猶自用旃指麾。」に就いて、野間・岩本両先生とも「不廢」を「廃止しない」と理解しておられるが、ここは、理論上廃除しない、矛盾しない、という意味で理解したい。鄭玄が言ったのは練兵時にどんな旗を建てるかであるから、実戦の場では旃を使って指揮するということと矛盾しない、ということだと思う。

11. 莊公三年「冬、公次于滑」の注「既書兵所加，則不書其所次，以事為宜，非虛次。」に就いて、野間先生は「事の宜しと為すを以て」と訓じ、岩本先生は「事を以て宜しと為す」と読むべきとして「次したのは当然の事であって、無意味に次したのではない」と訳された。筆者は訓読は岩本先生に従うが、ここは書法の議論で、『釈例』の「皆隨事實」と同趣旨と考えれば、「次の書き方は実情に従って決まるもので、必要もなく次のことを書いている訳ではない」と理解したい。

12. 莊公九年「夏、公伐齊，納子糾」の疏に引く『公羊』注「嫌當為齊君，在魯君前不為臣禮」に就いて、野間・岩本両先生とも「齊の君のためにすべき」としているが、『公羊伝』にも「宜為君者也」と有ることだから、「齊の君となるべき人だから、魯君の前で臣下の礼を採らなくともよいのではないか、と疑われるといけないので」と理解すべきであろう。

13. 莊公十七年「夏、齊人殲于遂」の疏が引く『釋例』に「時史即事以安文」と有るが、野間・岩本両先生とも「安」を「考えた」と訳しておられる。「安」は「置く」というような意味で使われるので、単に「文字にした」程度の訳でよいのではないかと思う。

14. 莊公十七年「秋、鄭詹自齊逃來」，注「書逃以賤之」，疏に「逃，若匹夫逃竄，故云『書逃以賤之。』」とあるのに就いて、野間先生は「『逃』とは匹夫が逃げ隠れるようなものなので」と訳されたが、岩本先生は「ここは、前半が事

実の説明、後半が書法の説明」と解され、「(詹)の逃げ方が、匹夫が逃げ隠れるようだったので」と訳された。ここは、注が経文を解説して、「逃」という字を使って軽蔑した、と言っているのに対して、疏が何故「逃」という字を使うことで軽蔑になるのか、という説明をしたもので、文公三年の伝に「在上曰逃」、その注に「與匹夫逃竄無異」とあることをリマインドする言い方だから、訳としては野間先生のものでよいと思われる。

15. 莊公二十二年「肆大眚」節の疏に「必其國有大患，非赦不解；或上有嘉慶，須布大恩，如是乃行此事。」とあるのに就いて、野間先生は「必ず……場合があり、あるいは……場合があり、このような時には……」と訳され、岩本先生は「必其」と「或」をいずれも仮設の助辞と理解された。筆者は「必」は必要条件を示すものと考えて問題ないと思う。「其」は、日本語の「その」「あの」、英語の that と同じで、論理を一度外に逸らす働きをする。続けて読まないで、ここからはカッコに入れて理解してくれ、という印である。だから、この部分は、「必（其：國有大患，非赦不解；或上有嘉慶，須布大恩）如是乃行此事」という形で、「必ずや、あの一、国に大患が有って恩赦でないと解消できないとか、上に慶事が有って広く恩恵を与える必要が有るとかですね、そういうことでもって始めてこの恩赦というものは行われるのであります」といった感じである。

16. 莊公二十五年「鼓用牲于社」節の疏の言葉「七月用鼓」について、岩本先生は「用いるのは、鼓ではなくて牲なのであるから、『用いて鼓す』と読むべきでは」ないか、とされておられる。筆者は、疏の上文に「鼓之所用，必是伐之」と有ることから、鼓について「用」と言われている可能性は否定できないと思う。

17. 莊公三十年「夏次于成」節の疏に「人謂大夫身也」とあるのに就いて、岩本先生は「ここの『身』は『自身』の意ではなくて、『身分』の意ではあるま

いか」とされている。筆者は、莊十四年傳の疏の「經書人而傳言諸侯，先儒以為皆是諸侯之身」といった例を見ても、「自身」「そのひと」という意味で良いように思う。

18. 僖公二十二年傳「且今之勅者，皆吾敵也」の疏に「何有恩義於二毛之人」とあるのに就いて、野間先生は「どうして二毛の人に恩義が有りましようや」と訳されたが、岩本先生は『『有恩義』とは、正確には『相手方に恩義を施す』という意味だ』とされ、「相手方に恩義を感じず」という理解は誤りだとされている。筆者は、この種の言葉は双方に関わり、一般抽象的に使われる場合も有って、簡単には判断できないように思う。例えば二十四年傳「蒲人狄人，余何有焉」，注「君為蒲狄之人，於我有何義？」その疏に「余未事君，何有恩義於君焉」と有るのは、「何有恩義於×」という形がここと全く同じだが、「あなたの臣下だった訳でもない私が，あなたに恩義を感じずるいわれはない」という意味でしか理解できないであろう。

19. 僖公二十七年傳「先軫曰，報施救患，取威定霸，於是乎在矣」の注「先軫，晉下軍之佐原軫也」の疏に「然先軫後年亦為中軍帥，不云中軍帥者，相去既遠，又隔下軍之佐，故杜不言之」とあるのに就いて、野間先生は「相い去ることもはや遠く、『下軍の佐』を隔てているので」と訳されたが、岩本先生は「隔」を「超」に相当するものとされ、「下軍の佐から，身分の隔たりを一気にとび超えて，中軍の将となった」意味と理解されている。ここは，先軫の官位を注が「下軍之佐」としたのに対して劉炫が下軍の佐となった話は下文に始めて見えるので，この段階で注が「下軍之佐」としたのは不適切だ，とした批判に対し，孔疏が注を弁護している。「下軍之佐」になる前の官位は分からないので，直後の「下軍之佐」で注したのだ，という。それならば，先軫は後には中軍帥にまでなっているのだから，ここで「中軍帥」と注してもよさそうなのだが，そうしないのは何故か，という疑問に答えて，孔疏は，「中軍帥」になる話はずっと後に出てくるし，その前に「下軍之佐」になった話が出てきている

ので、「下軍之佐」という注をつけたのだ、という説明である。「相去既遠」も「隔下軍之佐」も、伝文の位置について言っているもので、「隔」というのは、先軫が現れた今の箇所と将来「中軍帥」になる記事との間に「下軍之佐」の記事が入っている、という位置関係を言うもの。

20. 僖公二十八年傳「勞之不圖，報於何有」の疏「勞苦之大，不嘗圖謀，其報此小惠，於何有義」に就いて、岩本先生は「『惠』とは君が与えるもの」とされ、「勞苦之大，不嘗圖謀其報，此小惠於何有義」と切って、「こんなちっぽけな恩恵を与えるなんて」と理解された。筆者は、その場合「ちっぽけな恩恵」が何を指すのかよく分からないので、「此小惠」は伝の上文「令無入僖負羈之宮而免其族，報施也」注「報殮壁之施」を指すものと考えたい。晋文公の流亡時代に、曹君が僅かに与えた「殮壁之施」は、正に「小惠」であり、それに報いて兵をその宮殿に入せず、一族を殺さなかったのは「大惠」と言うことができよう。

21. 僖公三十三年「烝嘗禘於廟」の疏に「除喪即吉禘，遂以三年為常」とあるのに就いて、岩本先生は「『吉禘』は、閔公二年の『夏五月乙酉吉禘于莊公』以外にあまり見かけない言葉」だとし、「除喪即吉，禘遂以三年為常」と切って理解しておられる。「吉禘」は経書の文言としては用例が少ないのかもしれないが、鄭玄以降の礼学においては常用概念であり、「除喪即吉禘，遂以三年為常」が正にその定式化した基本認識であるから、疏の理解としては「除喪即吉禘」で問題ないと思う。

【附記】2019年出版の拙著『學術史読書記』（北京，三聯出版社）に載せた札記『無有，未之有』で、『論語・雍也』「子曰：『中庸之為徳也，其至矣乎』」の鄭注「其至矣乎，善其無有也」に就いて、「善其無有」は「其善無有」であるべきだ、とした。理由は、「善其無有」なら「善」が動詞で、「無有」であることを褒めた、というような意味だが、「無有」は「無比」「至極」という意味で褒められ

るような善とか美のような要素を含まないから、『里仁』や『雍也』の他章にも見えるように「其善無有」であるべきだ、というものだ。今思うに、これは「其善無有」という言い方に引き摺られて、鄭注の意味を取り損ね、無理に語順を逆にして曲解しようとした誤った推論であった。近年の筆者がますます強く感じるようになったのは、鄭注は経文そのものの構造に大きな関心を寄せているということだ。ここの注は、中庸の徳がどのようなものであるか、とか、孔子が中庸の徳をどう捉えていたか、といったことではなく、「其至矣乎」という言葉の意味でもなく、経文のここに「其至矣乎」という四字が有ることが何を意味しているか、を説明しようとしている。だから「『其至矣乎』というのは、（孔子が中庸の徳の）無比・至極であることを賛美しているのだ」、という説明になる。鄭玄が問題にしたのは、孔子は何故、どういうつもりで「其至矣乎」と言ったのか、ということだ。このように考えれば、ここの注は正に「其至矣乎、善其無有也」でなければならない。「無有」は「無比」「至極」で、善や美の要素を含まないが、それは経文が「其至矣乎」なのだから仕方ない。孔子は中庸の徳の何と「無有」(=「至」)であることか、と賛美した、ということである。訂正させて頂く。

三校附記：『春秋正義訳注』は2019年10月10日に第六冊が発行され、全書刊行が完成した。